

定山溪水再生プラザほか3ポンプ場清掃業務仕様書

(令和8・9・10・11年度共通)

下水処理施設の清掃業務の実施にあたっては、契約書に基づくもののほか、この仕様書による。

1 清掃対象及び面積等

- (1) 所在地： 札幌市南区定山溪温泉東1丁目50番地 定山溪水再生プラザ
札幌市南区定山溪温泉西4丁目374番地 定山溪中継ポンプ場（無人）
札幌市南区藤野1条5丁目1番33号 藤野中継ポンプ場（無人）
札幌市南区簾舞575番地122 簾舞中継ポンプ場（無人）
- (2) 面積等：別紙1のとおり。
- (3) ごみ排出量：一般ごみ 55kg/月程度、資源化ごみ 45kg/月程度

2 日常清掃

- (1) 作業内容
別紙2のとおり。
- (2) 清掃回数及び作業時間帯
- ①清掃回数は、別紙1のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの年末年始期間（以下「土曜日等」とする。）は除く。
- ②作業時間帯は原則として、午前8時45分から午後5時15分までとする。
- (3) 安全対策
作業の実施にあたっては事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

3 定期清掃

- (1) 作業内容
別紙3のほか、以下に示すとおり。
- ①床磨き清掃（弾性床材）
- ・床洗浄・・・適正洗剤を用いて汚れを完全に除去する。
作業後、水拭きを十分に行う。
 - ・樹脂ワックス仕上げ・・・樹脂ワックスを用いて、3回以上重ね塗布する。
フリーアクセス床には、帯電防止用ワックスを使用する。

②窓ガラス清掃

- ・窓ガラス清掃は、ガラス内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。
- ・窓枠（サッシ）清掃は、窓枠内外面のほこり等の汚れを除去し磨きあげる。
- ・上記清掃に付帯する業務。

（２）清掃回数及び作業時間帯

①清掃回数は、別紙１のとおりとする。

②作業時間帯は、原則として午前８時４５分から午後５時１５分まで（土曜日等を除く）とする。

（３）安全対策

①作業の実施にあたっては事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

②作業中は、必要に応じて「立入禁止」などの表示をすること。

③電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず受託者が立ち会うこと。

④高所（窓枠上辺部の高さが、5.0m以上あり、かつ、内部から作業できない場所）作業においては、命綱等を着用し、安全対策に万全を期すること。

清掃対象床面積表

別紙1

施設名:定山溪水再生プラザ

区分	施設名	清掃箇所	対象 面積 ㎡	日常清掃				定期清掃						窓ガラス清掃(1回/年)						
				日単位		週単位		月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーペット	剥離洗浄	低所分 ガラス 片面積	低所分 枠 片面積	高所分 ガラス 片面積	高所分 枠 片面積		
				1回/日	0.5回/日	1回/週	0.5回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年						
玄関ホール	1F	玄関ホール・風除室	69.6		69.6							56.5					26.8	21.4		
事務室・会議室	1F	ロッカー室	8.7		8.7							2.0					0.6	0.5		
	"	資料室	55.5			55.5						51.8					6.4	5.1		
	"	会議室	55.4			55.4						51.3					14.2	11.4		
	2F	細菌試験室	49.3			49.3						43.1					6.3	5.0		
	"	水質試験室	104.0			104.0						90.8					15.9	12.7		
	"	仮眠室	11.5		11.5												0.3	0.2		
	"	休憩室	26.7		26.7							2.5					8.5	6.8		
	"	ロッカー室	21.1		21.1							2.0					0.6	0.5		
	"	洗濯乾燥室	26.8		26.8							13.1					1.7	1.4		
	"	データ処理室	25.0		25.0							21.8					17.6	14.1		
	1F	工作室															10.2	8.2		
	"	資材庫															5.1	4.1		
	"	次亜塩タンク室															4.3	3.4		
	"	沈砂地上部室															5.5	4.4		
	"	ホッパー棟															8.8	7.0		
	"	ボイラー室															4.0	3.2		
	2F	試験室外階段															3.1	2.5		
フリーアクセスフロア	2F	操作室・事務室	111.6		111.6									108.6			24.8	19.8		
	"	電気室	91.2											91.2			41.8	33.4		
	"	コントロールセンター	57.6											57.6			8.1	6.5	7.0	5.6
	"	受変電室	115.9											115.9			27.3	21.8	16.5	13.2
廊下・エレベーターホール	1F	廊下	25.5		25.5							20.2								
	2F	廊下1	47.3		47.3							41.2								
	"	廊下2	10.1			10.1						8.7								
便所・洗面所	1F	トイレ	23.9	23.9								9.9					0.7	0.6		
	2F	トイレ	13.4	13.4								11.8								
給湯室	2F	給湯室	7.0	7.0							4.1					0.6	0.5			
階段	-	共通使用階段	16.6		16.6						16.6									
浴室・脱衣室	2F	脱衣室	5.0	5.0												0.6	0.5			
	2F	浴室	20.0	20.0												5.3	4.2			
小計			998.7	69.3	390.4	274.3	0.0	0.0	0.0	447.4	0.0	373.3	0.0	0.0	249.1	199.2	23.5	18.8		

施設名:公衆トイレ

区分	施設名	清掃箇所	対象面積 ㎡	日常清掃				定期清掃						窓ガラス清掃(1回/年)					
				日単位		週単位	週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーペット	剥離洗浄	低所分	低所分	高所分	高所分	
				1回/日	0.5回/日	1回/週	0.5回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年	ガラス 片面積	枠 片面積	ガラス 片面積	枠 高面積	
便所・洗面所	建物外部	ト イ レ	10.9	10.9												4.0	3.2		
小 計			10.9	10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	3.2	0.0	0.0

施設名:定山溪中継ポンプ場

区分	施設名	清掃箇所	対象面積 ㎡	日常清掃				定期清掃						窓ガラス清掃(1回/年)					
				日単位		週単位	週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーペット	剥離洗浄	低所分	低所分	高所分	高所分	
				1回/日	0.5回/日	1回/週	0.5回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年	ガラス 片面積	枠 片面積	ガラス 片面積	枠 高面積	
フリーアクセスフロア	B1F	電 気 室	51.6									51.6							
小 計			51.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	51.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

施設名:藤野中継ポンプ場

区分	施設名	清掃箇所	対象面積 ㎡	日常清掃				定期清掃						窓ガラス清掃(1回/年)					
				日単位		週単位	週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーペット	剥離洗浄	低所分	低所分	高所分	高所分	
				1回/日	0.5回/日	1回/週	0.5回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年	ガラス 片面積	枠 片面積	ガラス 片面積	枠 高面積	
便所・洗面所	B1F	ト イ レ	6.3					6.3											
事務室・会議室	1F	管 理 室	11.9					11.9	10.0							4.7	3.8		
	"	搬 出 室														0.9	0.7		
	"	共 通 使 用 階 段														1.6	1.3		
フリーアクセスフロア	1F	電 気 室	93.0								93.0					16.0	12.8		
小 計			111.2	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2	10.0	0.0	93.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.2	18.6	0.0	0.0

施設名:簾舞中継ポンプ場

区分	施設名	清掃箇所	対象面積 ㎡	日常清掃				定期清掃						窓ガラス清掃(1回/年)					
				日単位		週単位	週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーペット	剥離洗浄	低所分	低所分	高所分	高所分	
				1回/日	0.5回/日	1回/週	0.5回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年	ガラス 片面積	枠 片面積	ガラス 片面積	枠 高面積	
便所・洗面所	B1F	ト イ レ	9.0					9.0											
事務室・会議室	1F	管 理 室	16.3					16.3			13.0					2.3	1.8		
	"	搬 出 室														3.9	3.1		
	"	共 通 使 用 階 段														1.4	1.1		
フリーアクセスフロア	1F	電 気 室	100.0							100.0						22.0	17.6		
小 計			125.3	0.0	0.0	0.0	0.0	25.3	0.0	0.0	113.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.6	23.6	0.0	0.0
合 計			1,297.7	80.2	390.4	274.3	0.0	43.5	10.0	447.4	257.6	373.3	0.0	0.0	0.0	305.9	244.6	23.5	18.8

日常清掃作業内容（定山溪水再生プラザ・日単位）

区分	項目	作業内容	対象規模		作業回数 (回/日)
玄関ホール (玄関ホール・風除室)	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	69.6	m ²	0.5
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、 什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	69.6	m ²	0.5
事務室・会議室 (ロッカー室(1F)、仮眠室、 休憩室、ロッカー室(2F)、 洗濯乾燥室、データ処理室、 操作室・事務室)	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	151.2	m ²	0.5
事務室・会議室 (ロッカー室(1F)、仮眠室、 休憩室、ロッカー室(2F)、 洗濯乾燥室)	繊維床又は畳	除塵(畳の作業方法は繊維床に準じる)	80.2	m ²	0.5
事務室・会議室 (ロッカー室(1F)、仮眠室、 休憩室、ロッカー室(2F)、 洗濯乾燥室、データ処理室、 事務室)	床以外	ごみ収集	231.4	m ²	0.5
廊下・エレベーターホール (廊下(1F)、廊下1)	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	72.8	m ²	0.5
〃	床以外	ごみ収集	72.8	m ²	0.5
便所・洗面所 (1F・2Fトイレ)	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	37.3	m ²	1.0
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、 洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗 浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	37.3	m ²	1.0
給湯室(給湯室)	弾性床	除塵及び全面水拭き	7.0	m ²	1.0
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	7.0	m ²	1.0
階段(共通使用階段)	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	16.6	m ²	0.5
〃	床以外	手すり拭き	16.6	m ²	0.5
浴室・脱衣室 (浴室・脱衣室)	弾性床、硬質床又は 木製床	洗浄又は除塵及び拭き	25.0	m ²	1.0

〃	床以外	壁・洗面台・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャワー金具等拭き、ごみ収集、扉部分拭き、足拭きマット乾燥、脱衣箱・脱衣かご拭き、消耗品補充、排水口ごみ収集	25.0	m ²	1.0
ごみ運搬処理	1回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	69.3	m ²	1.0
〃	0.5回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	390.4	m ²	0.5

※「作業回数（回/日）」欄に「0.5」とある作業は2日に1回の周期で行うものとする。

日常清掃作業内容（定山溪水再生プラザ・週単位）

区分	項目	作業内容	対象規模		作業回数 (回/週)
事務室・会議室 (資料室、会議室、細菌試験室、 水質試験室)	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	264.2	m ²	1.0
〃	床以外	ごみ収集	264.2	m ²	1.0
廊下・エレベーターホール (廊下2)	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	10.1	m ²	1.0
〃	床以外	ごみ収集	10.1	m ²	1.0
ごみ運搬処理	1回/週清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	274.3	m ²	1.0

日常清掃作業内容（定山溪水再生プラザ公衆トイレ・日単位）

区分	項目	作業内容	対象規模		作業回数 (回/日)
便所・洗面所（トイレ）	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	10.9	m ²	1.0
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	10.9	m ²	1.0
ごみ運搬処理	1回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	10.9	m ²	1.0

定期清掃作業内容（定山溪水再生プラザ）

別紙3

区分	項目	作業内容	対象規模		作業回数 (4年間)
玄関ホール (玄関ホール、風除室)	弾性床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	56.5	m ²	8
事務室・会議室 (ロッカー室(1F)、資料室、 会議室、細菌試験室、 水質試験室、休憩室、 ロッカー室(2F)、洗濯乾燥室、 データ処理室)	弾性床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	278.4	m ²	8
フリーアクセスフロア (操作室・事務室、電気室、 コントロールセンタ室、 受変電室)	弾性床又は木製床	床洗浄・帯電防止ワックス加工 (三層塗り)	373.3	m ²	8
廊下・エレベーターホール・ 給湯室(廊下、廊下1、廊下2、 給湯室)	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	74.2	m ²	8
便所・洗面所 (1F・2Fトイレ)	弾性床又は硬質床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	21.7	m ²	8
階段 (共通使用階段)	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	16.6	m ²	8
窓ガラス(低所)	仮設足場不要	洗浄(両面)	253.1	m ²	4
サッシ(低所)	仮設足場不要	洗浄(両面、アルミ・ステンレス)	202.4	m ²	4
窓ガラス(高所)	高所作業車	洗浄(両面)	23.5	m ²	4
サッシ(高所)	高所作業車	洗浄(両面、アルミ・ステンレス)	18.8	m ²	4

※日常・定期清掃作業内容の「対象規模」欄に記載されている面積は、「建築保全業務積算要領 令和5年度版」第2編第4章に掲載されている歩掛り表の「単位」欄に係る面積を示している。ただし、「窓ガラス」については「片面分の面積」、「サッシ」については「サッシ片面分の面積」を示している。

※年2回清掃を実施するものは7月、1月、年1回実施するものは9月を目安に行う。

また、窓ガラス清掃は7月を目安に実施する。

定期清掃作業内容（定山溪中継ポンプ場）

区分	項目	作業内容	対象規模		作業回数 (4年間)
フリーアクセスフロア (電気室)	弾性床又は木製床	床洗浄・帯電防止ワックス加工 (三層塗り)	51.6	m ²	4

※日常・定期清掃作業内容の「対象規模」欄に記載されている面積は、「建築保全業務積算要領 令和5年度版」第2編第4章に掲載されている歩掛り表の「単位」欄に係る面積を示している。

※年4回清掃を実施するものは6月、9月、12月、3月を目安に行う。

定期清掃作業内容（藤野中継ポンプ場）

区分	項目	作業内容	対象規模		作業回数 (4年間)
事務室・会議室 (管理室)	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	11.9	m ²	16
〃	床以外	ごみ収集	11.9	m ²	16
〃	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	10.0	m ²	4
フリーアクセスフロア (電気室)	弾性床又は木製床	床洗浄・帯電防止ワックス加工 (三層塗り)	93.0	m ²	4
便所・洗面所 (トイレ)	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	6.3	m ²	16
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、 洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗 浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	6.3	m ²	16
ごみ運搬処理	-	ごみ運搬・分別・梱包	18.2	m ²	16
窓ガラス（低所）	仮設足場不要	洗浄（両面）	23.2	m ²	4
サッシ（低所）	仮設足場不要	洗浄（両面、アルミ・ステンレス）	18.6	m ²	4

※日常・定期清掃作業内容の「対象規模」欄に記載されている面積は、「建築保全業務積算要領 令和5年度版」第2編第4章に掲載されている歩掛り表の「単位」欄に係る面積を示している。ただし、「窓ガラス」については「片面分の面積」、「サッシ」については「サッシ片面分の面積」を示している。

※年4回清掃を実施するものは6月、9月、12月、3月、年1回実施するものは9月を目安に行う。

また、窓ガラス清掃は7月を目安に実施する。

定期清掃作業内容（簾舞中継ポンプ場）

区分	項目	作業内容	対象規模		作業回数 (4年間)
事務室・会議室 (管理室)	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	16.3	m ²	16
〃	床以外	ごみ収集	16.3	m ²	16
フリーアクセスフロア (電気室)	弾性床又は木製床	床洗浄・帯電防止ワックス加工（三層塗り）	113.0	m ²	4
便所・洗面所 (トイレ)	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	9.0	m ²	16
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	9.0	m ²	16
ごみ運搬処理		ごみ運搬・分別・梱包	25.3	m ²	16
窓ガラス（低所）	仮設足場不要	洗浄（両面）	29.6	m ²	4
サッシ（低所）	仮設足場不要	洗浄（両面、アルミ・ステンレス）	23.6	m ²	4

※日常・定期清掃作業内容の「対象規模」欄に記載されている面積は、「建築保全業務積算要領 令和5年度版」第2編第4章に掲載されている歩掛り表の「単位」欄に係る面積を示している。ただし、「窓ガラス」については「片面分の面積」、「サッシ」については「サッシ片面分の面積」を示している。

※年4回清掃を実施するものは6月、9月、12月、3月、年1回実施するものは9月を目安に行う。

また、窓ガラス清掃は7月を目安に実施する。

定山溪水再生プラザ清掃図面

1. 通常清掃

(1) 毎日清掃（土曜日等を除く）	赤色箇所	
(2) 隔日清掃（土曜日等を除く）	青色箇所	
(3) 週1回清掃	黄色箇所	
(4) 3月1回清掃	黄緑箇所	

2. 床磨き清掃

(1) 年 2 回	斜線部分	
(2) 年 1 回	網掛部分	

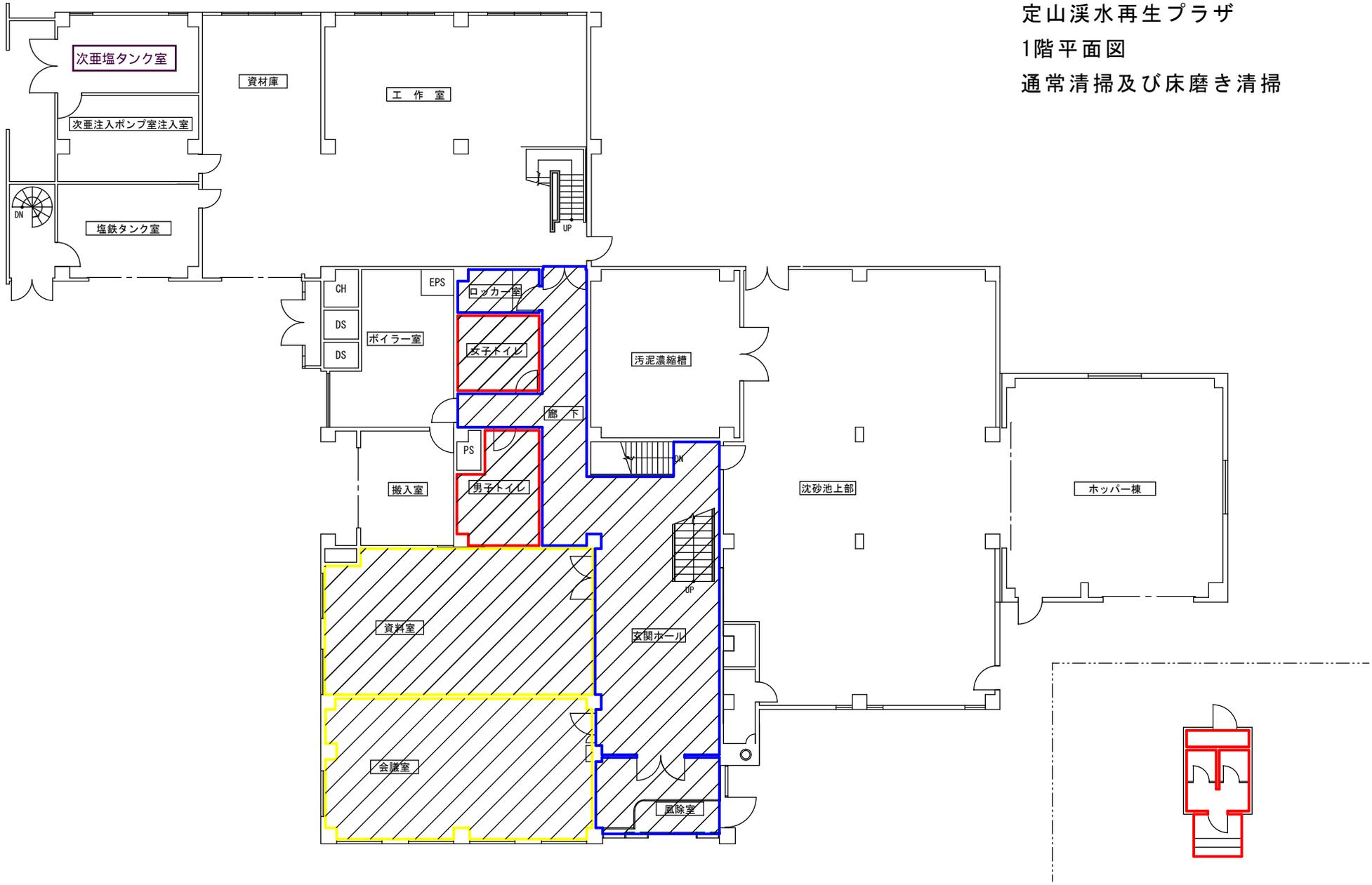
3. 窓ガラス清掃

(1) ガラス清掃 （窓枠清掃）	赤色箇所	
---------------------	------	---

定山溪水再生プラザ

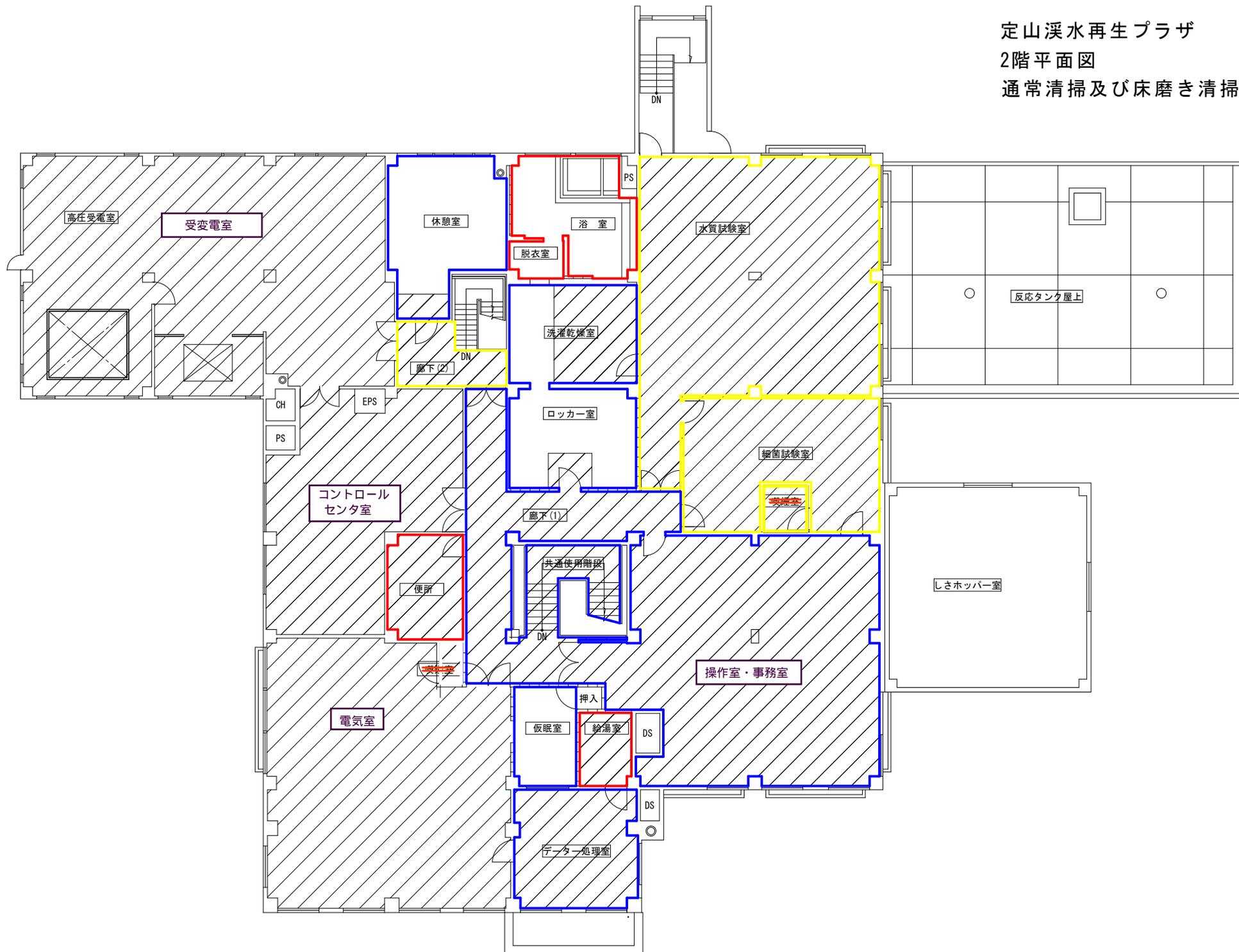
1階平面図

通常清掃及び床磨き清掃



定山溪水再生プラザ 屋外便所

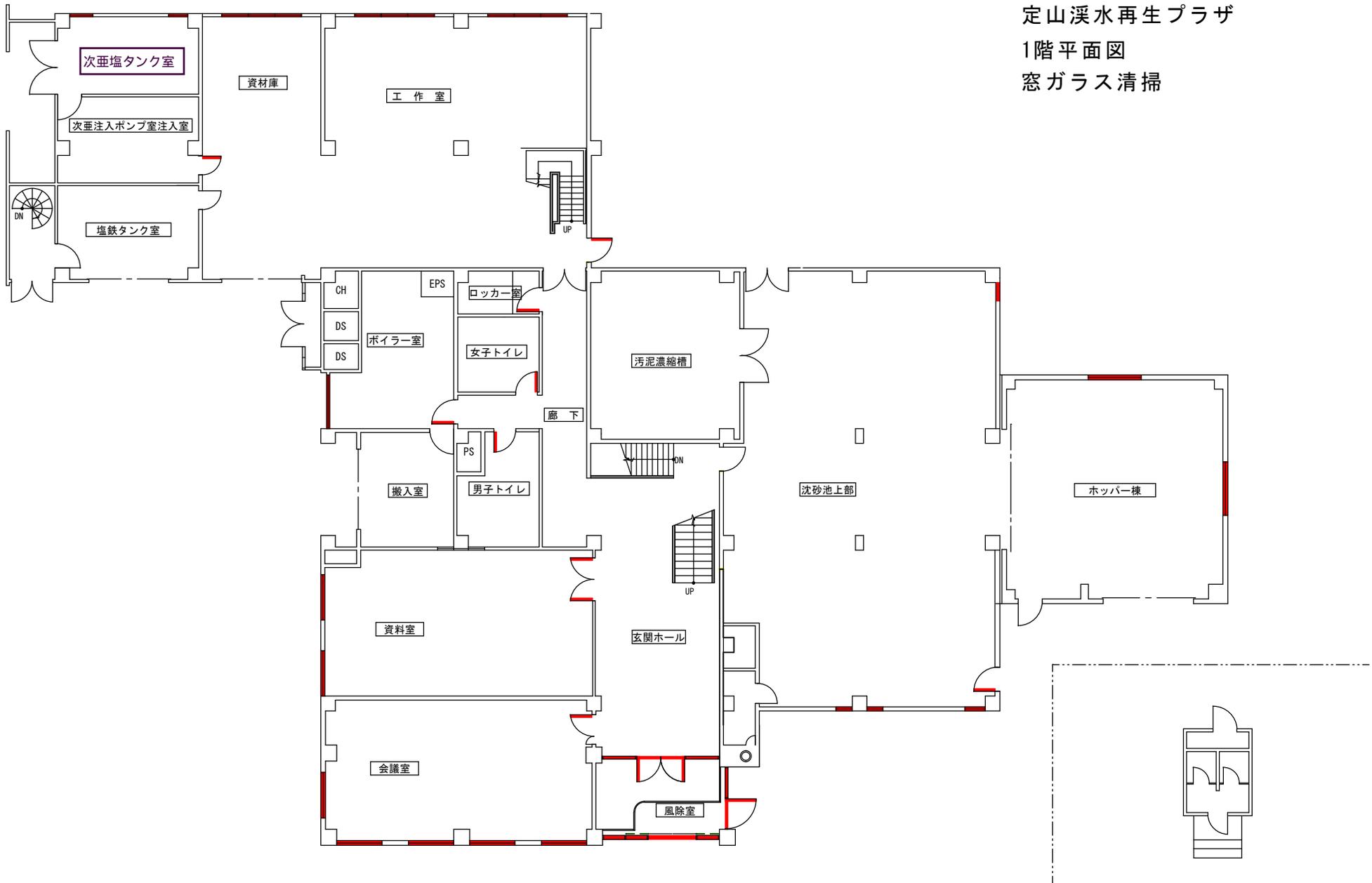
定山溪水再生プラザ
2階平面図
通常清掃及び床磨き清掃



定山溪水再生プラザ

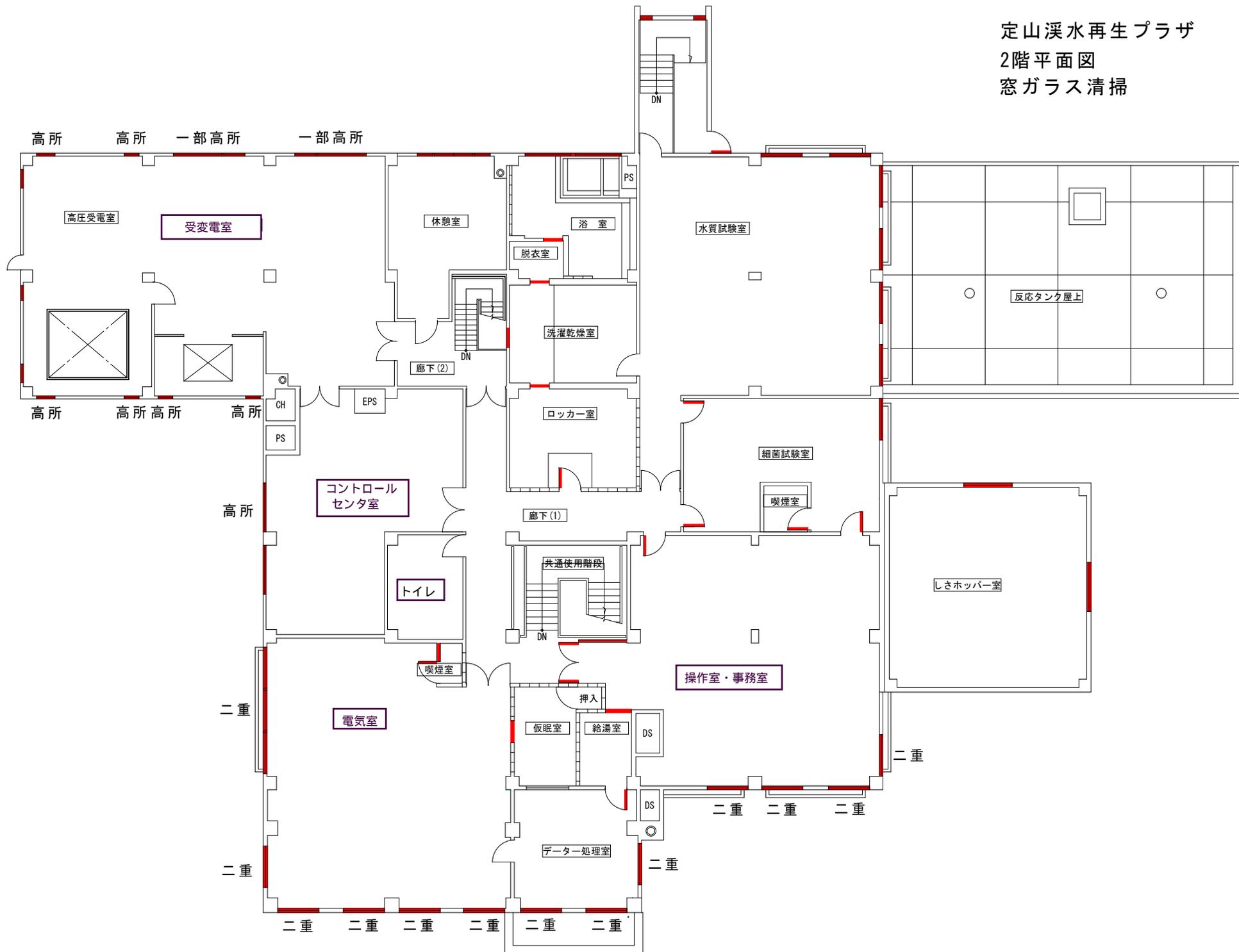
1階平面図

窓ガラス清掃

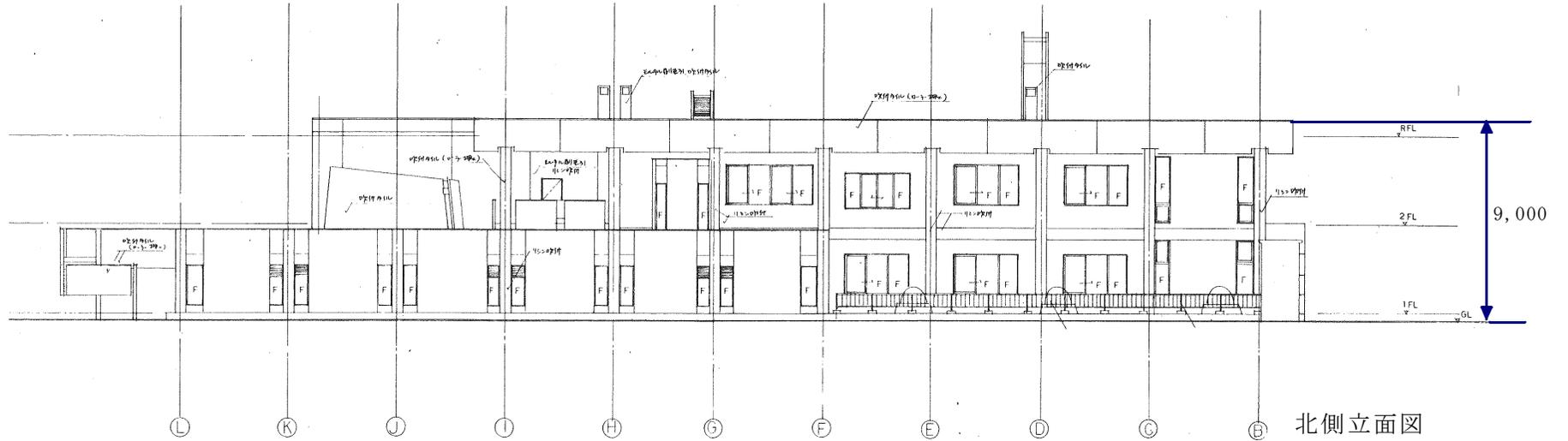


定山溪水再生プラザ 屋外便所

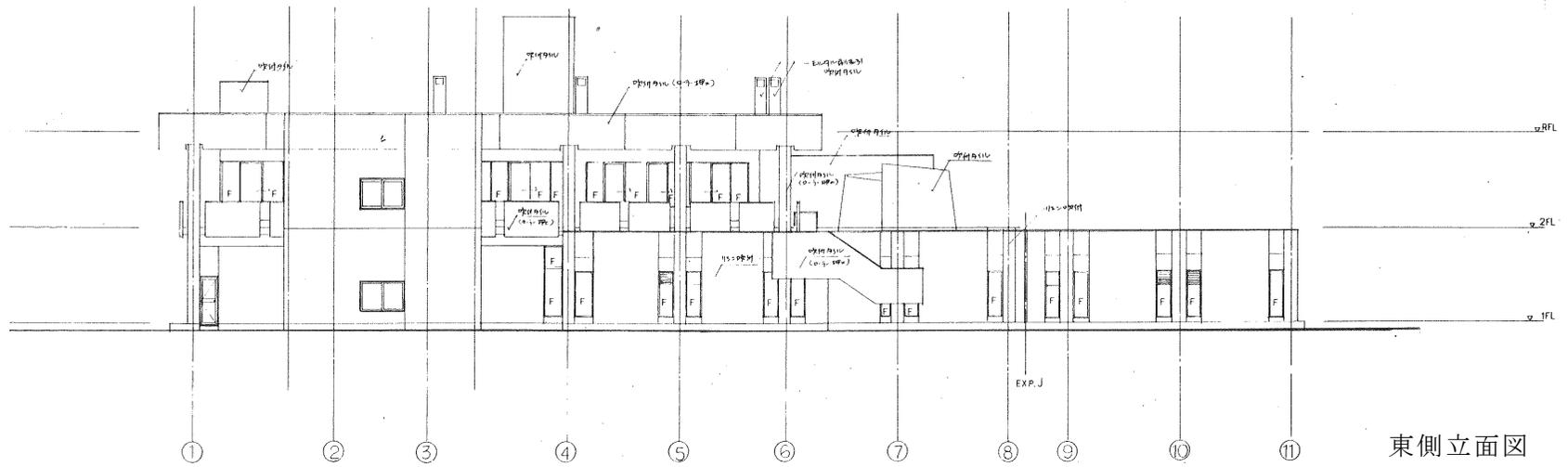
定山溪水再生プラザ
2階平面図
窓ガラス清掃



定山溪水再生プラザ立面図-2



北側立面図

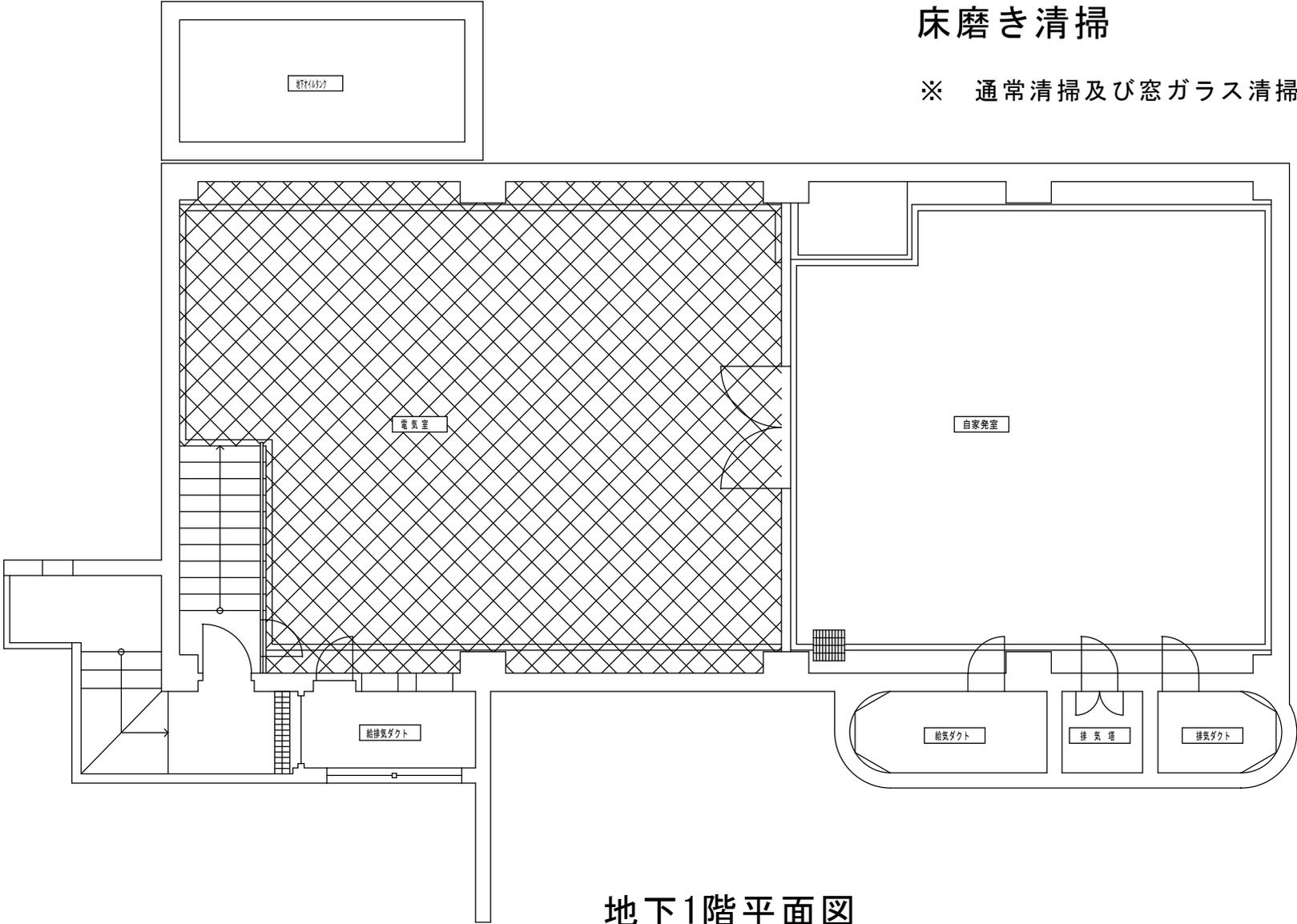


東側立面図

定山溪中継ポンプ場

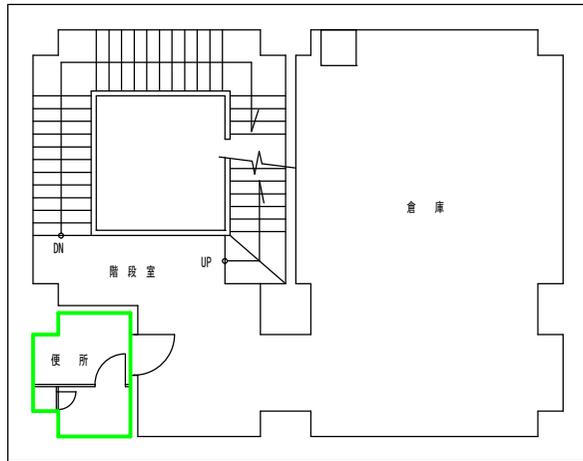
床磨き清掃

※ 通常清掃及び窓ガラス清掃は該当箇所なし

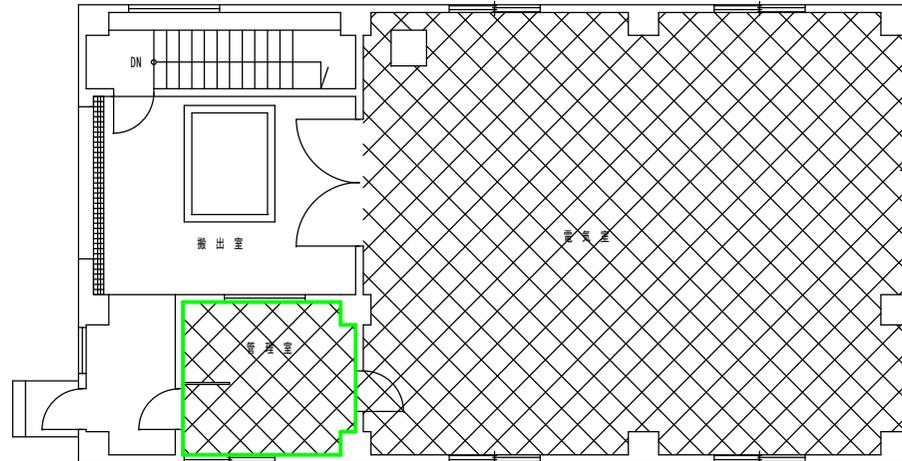


藤野中継ポンプ場

通常清掃及び床磨き清掃



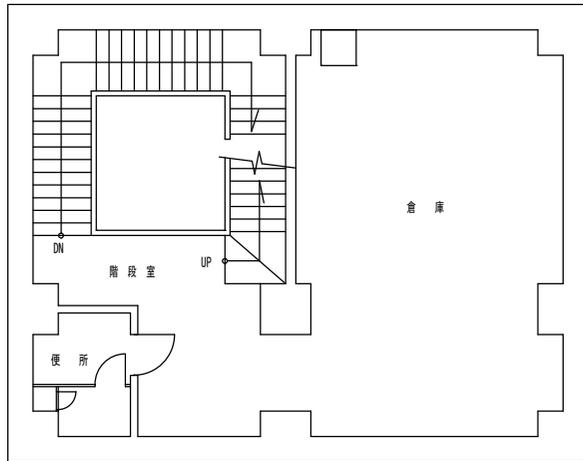
地下1階平面図



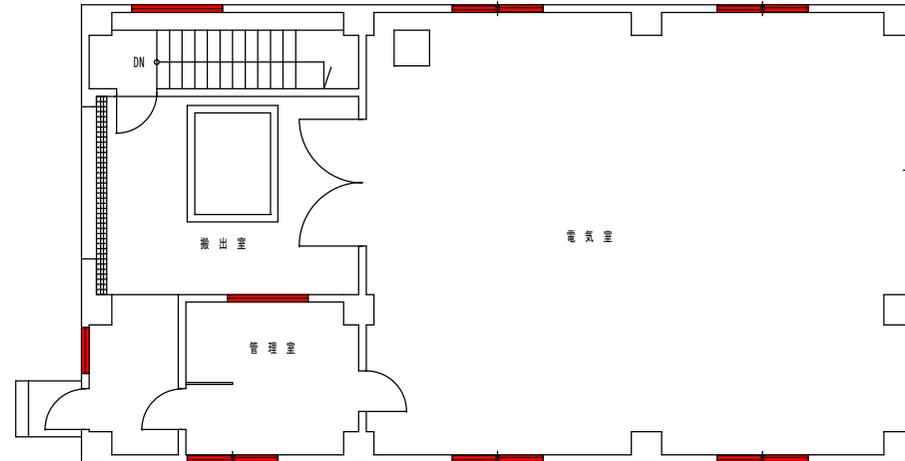
1階平面図

藤野中継ポンプ場

窓ガラス清掃



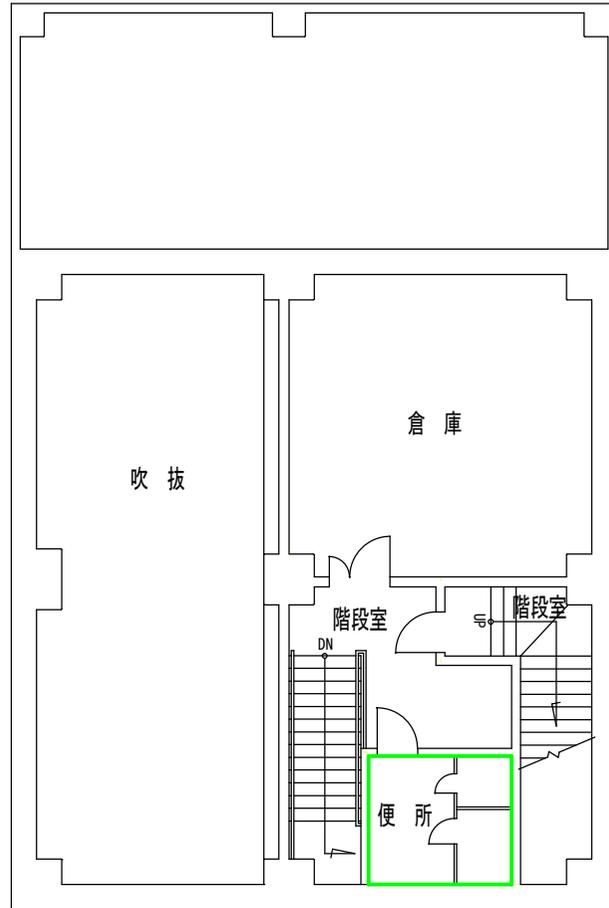
地下1階平面図



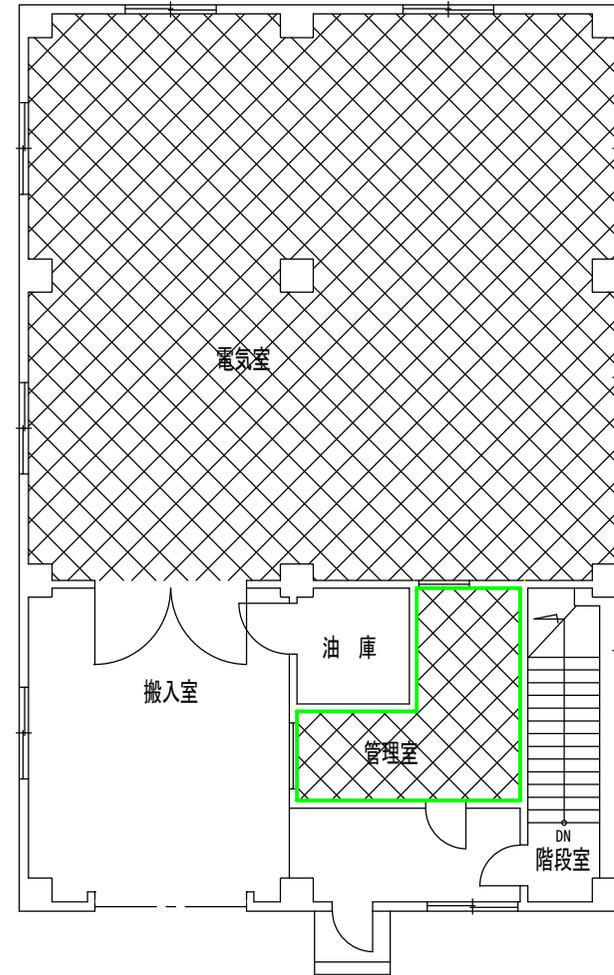
1階平面図

簾舞中継ポンプ場

通常清掃及び床磨き清掃

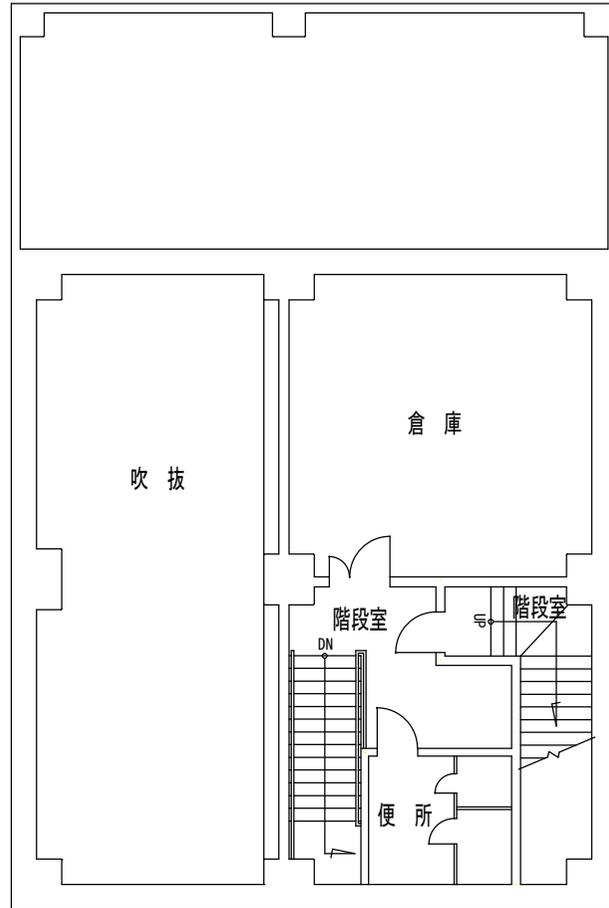


地下1階平面図

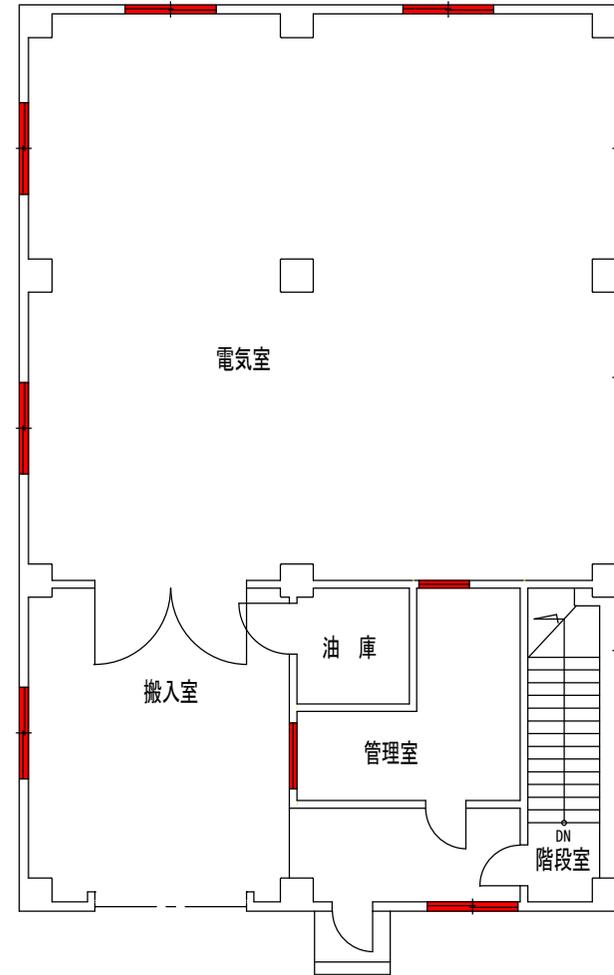


1階平面図

簾舞中継ポンプ場 窓ガラス清掃



地下1階平面図



1階平面図

定山溪水再生プラザほか3ポンプ場庭園管理業務仕様書

(令和8・9・10・11年度共通)

1. 業務実施場所

- A地区 定山溪水再生プラザ敷地内
札幌市南区定山溪温泉東1丁目50番地
- B地区 藤野中継ポンプ場敷地内
札幌市南区藤野1条5丁目1番33号
- C地区 簾舞中継ポンプ場敷地内
札幌市南区簾舞575番地122
- D地区 定山溪中継ポンプ場電気室
札幌市南区定山溪温泉西4丁目374番地

2. 委託業務内容 (別添図面参照のこと)

(1) 芝刈り業務

芝(草)刈、刈くずの後かたづけ及び処分。仕上げ高は、2-3cm内外とする。

芝刈り面積 9,390㎡/回

(2) 冬囲い業務

ア. 根曲竹 (43組) - 6方から竹を立て、縄で縛りまとめる。

イ. 縄のみ (20組) - 数束毎に縄で縛りまとめる。

(3) 整枝業務

業務量は、以下のとおりであり、切り落とした枝の処分も行うこと。

ア. C= 31-60cm 21本

イ. C= 61-90cm 5本

ウ. C= 91-105cm 1本

3. 集草・整枝の処分

集草は、本市環境事業部駒岡清掃工場に運搬し、処分すること。樹木整枝で発生した枝等は、株式会社ばんけいリサイクルセンター 定山溪環生舎(札幌市南区定山溪896番地3)に運搬し、処分すること。

処分量は、計算書兼領収書で確認すること。

4. 各業務回数

各業務の実施回数は、以下のとおりとする。

芝刈り業務(A、B、C、D地区)	3回
冬囲い業務	1回
整枝業務	1回

5 留意事項

(1) 遵守事項

業務は、設計図書（本仕様書・設計図面・設計内訳書）及び契約書に基づき、委託者の指示に従って履行しなければならない。

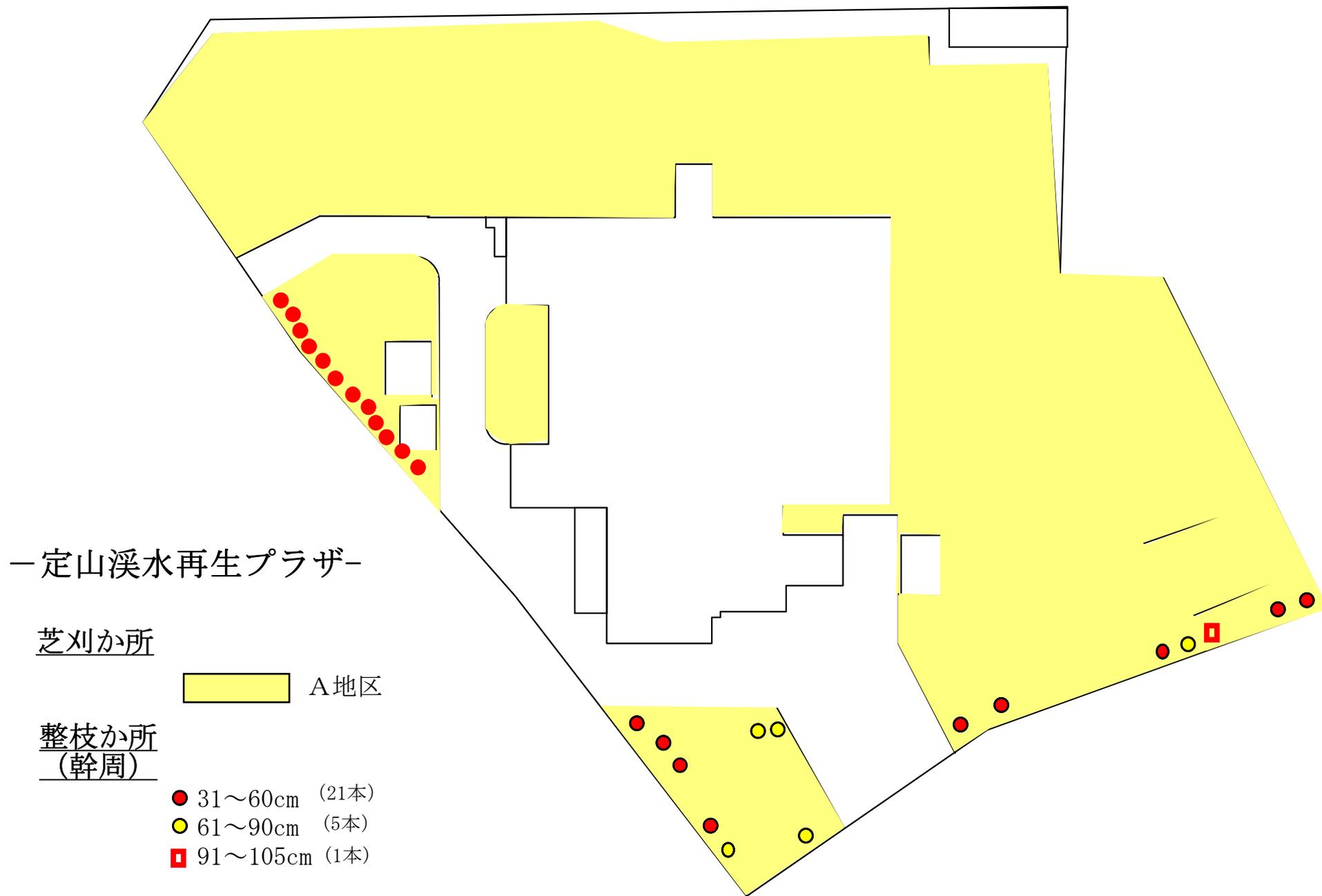
(2) 施設の使用

施設について、業務履行に必要な場所へ無断で立ち入ってはならない。

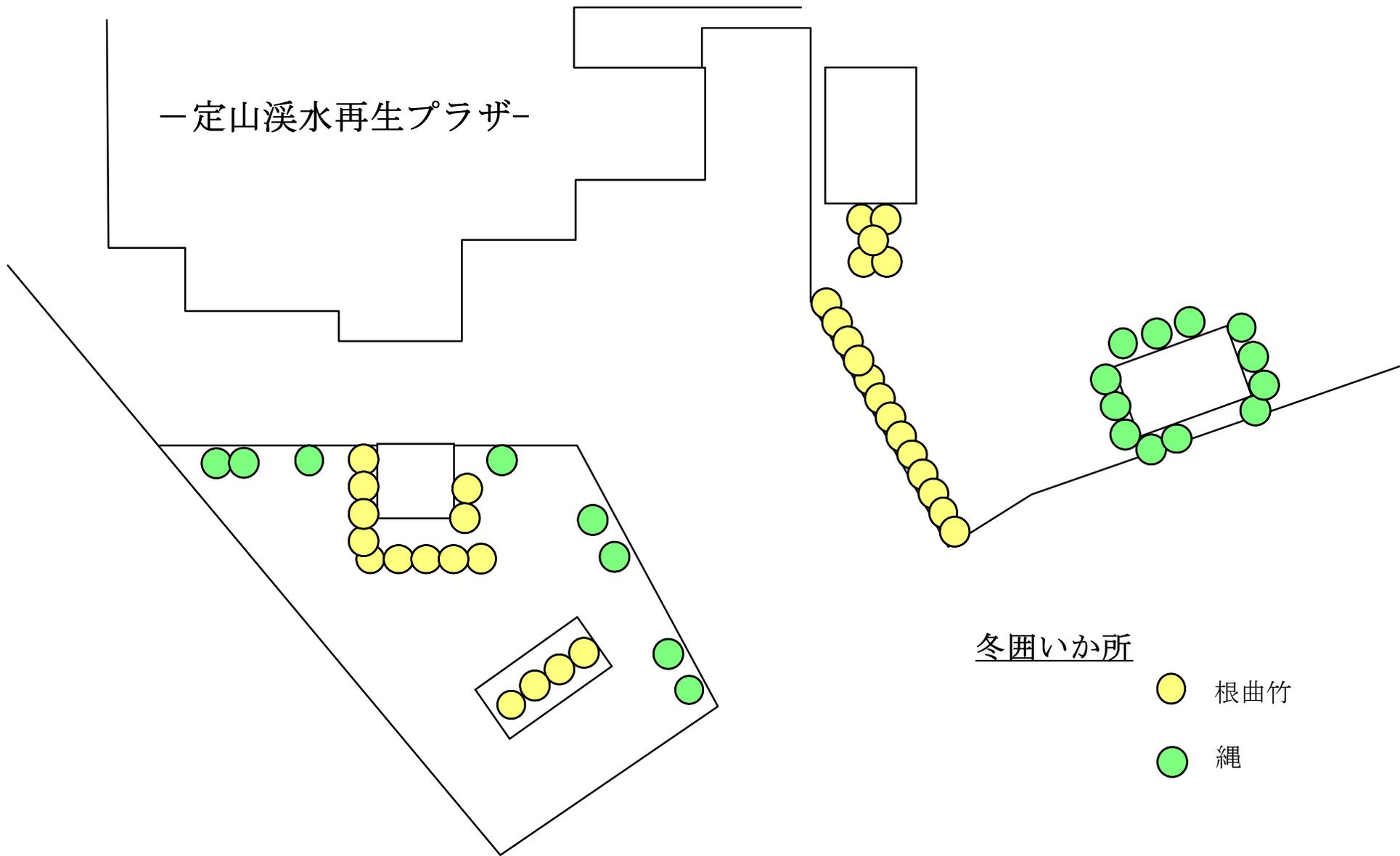
(3) 安全管理

受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、すみやかに委託者に報告するものとする。

定山溪水再生プラザ 庭園管理か所図



一定山溪水再生プラザ



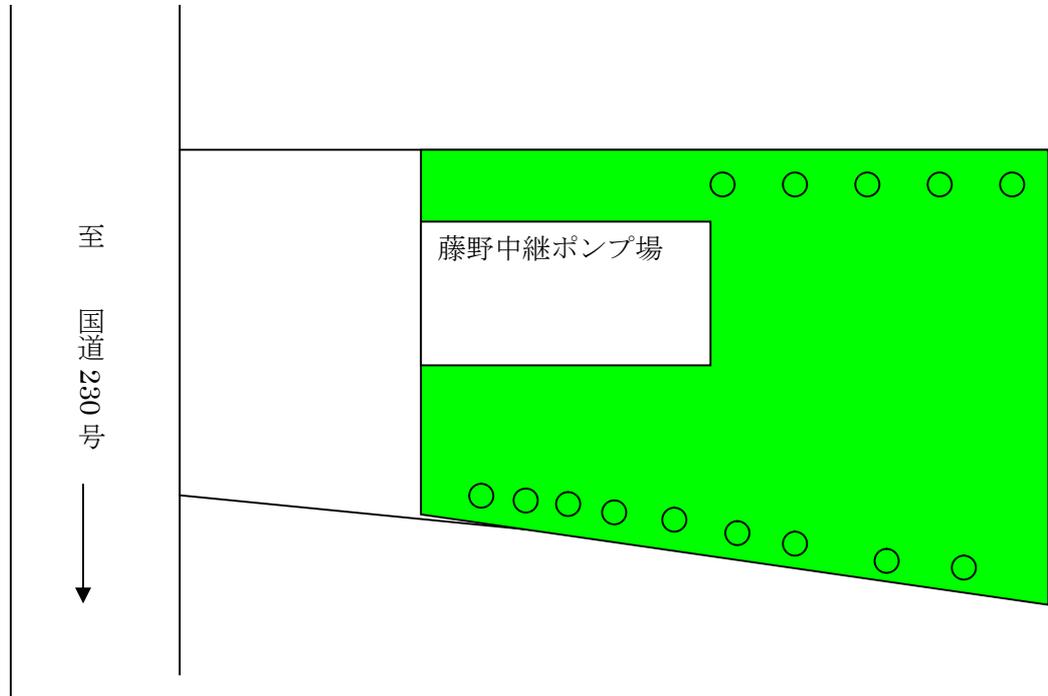
冬囲いか所

- 根曲竹
- 縄

藤野中継ポンプ場

芝刈箇所

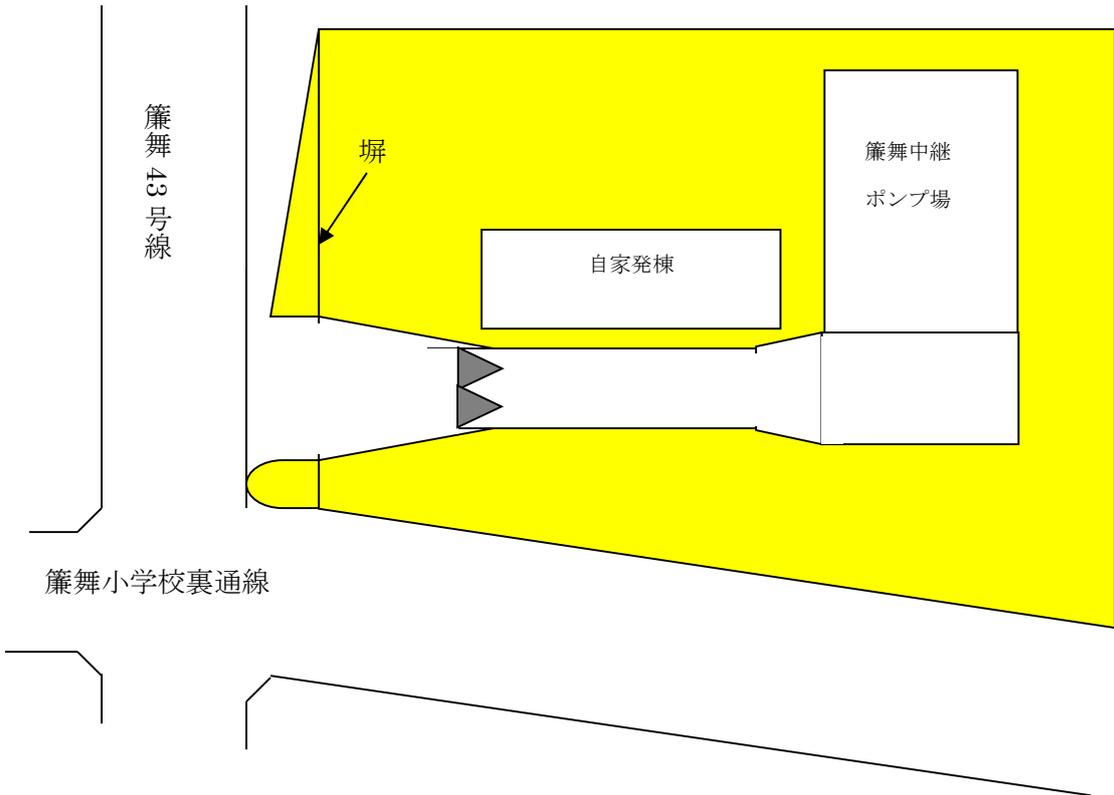
B 地区

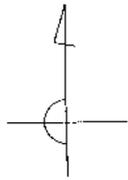


簾舞中継ポンプ場

芝刈箇所

C地区





草刈箇所 D地区

冬囲い (根曲竹)



※ 建物はすべて地下に設置されており、建物はすべて土で被覆されていることから建物上部も草刈対象である。

定山溪水再生プラザほか 2 ポンプ場構内除雪業務仕様書

(令和 8 ・ 9 ・ 10 ・ 11 年度共通)

1 業務場所

(1) 除雪対象下水処理施設

- ア 定山溪水再生プラザ
札幌市南区定山溪温泉東 1 丁目 50 番地
- イ 藤野中継ポンプ場
札幌市南区藤野 1 条 5 丁目 1 番 33 号
- ウ 簾舞中継ポンプ場
札幌市南区簾舞 575 番地 122

(2) 除雪対象部分

別紙除雪対象部分図の対象箇所とする。

2 委託業務内容

除雪の委託業務内容は次のとおりとする。

(1) 除雪業務

原則として当構内の積雪深が 10cm を超えた場合に行うこと。
進入道路及び駐車場は午前 8 時までに終了すること。

- ア 定山溪水再生プラザ
除雪面積 : 1698m²
除雪予定回数 : 20 回
- イ 藤野中継ポンプ場
除雪面積 : 360m²
除雪予定回数 : 24 回
- ウ 簾舞中継ポンプ場
除雪面積 : 374m²
除雪予定回数 : 25 回

(2) 排雪業務

場内に堆積した雪を最寄りの融雪施設等に運搬排雪すること。

3 注意事項

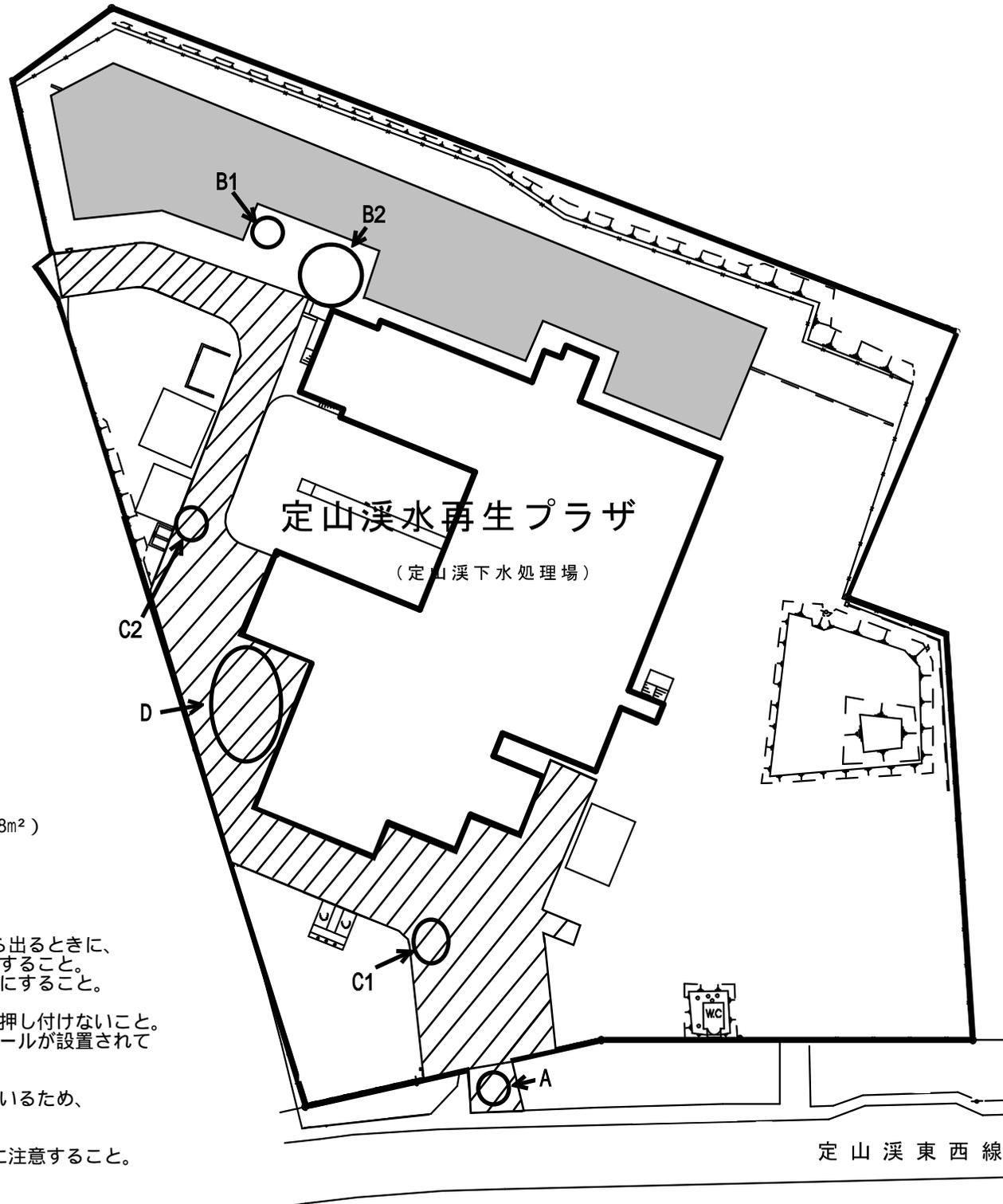
(1) 除雪及び排雪作業には次の機種以上のものを使用すること。ただし、特段業務に支障を及ぼすことの無い場合は、その他の機種を使用することができる。

- ア 除雪 : タイヤショベル 2.1m³ 可変プラウ
- イ 排雪 : 差枠付 10t ダンプトラック (積載量 14m³ 以上とする。) 及びタイヤショベル 2.1m³ 標準バケット

(2) 除雪作業に当たっては、各施設の運転操作に支障を及ぼすことのないように配慮するとともに、敷地内の障害物、縁石、植木、路面の傾斜・段差等に十分注意すること。

(3) 作業の実施により、舗装面や敷地内の設置物等を破損した場合は、直ちに委託者に報告し、原状に復旧すること。

(4) 除雪及び排雪作業中は構内歩行者等の保護に当たり、周囲の施設等に十分注意を払うとともに、事故等に対する一切の責任を負うものとする。



除雪対象部分 (面積: 1698m²)

雪堆積場所

(注意事項)

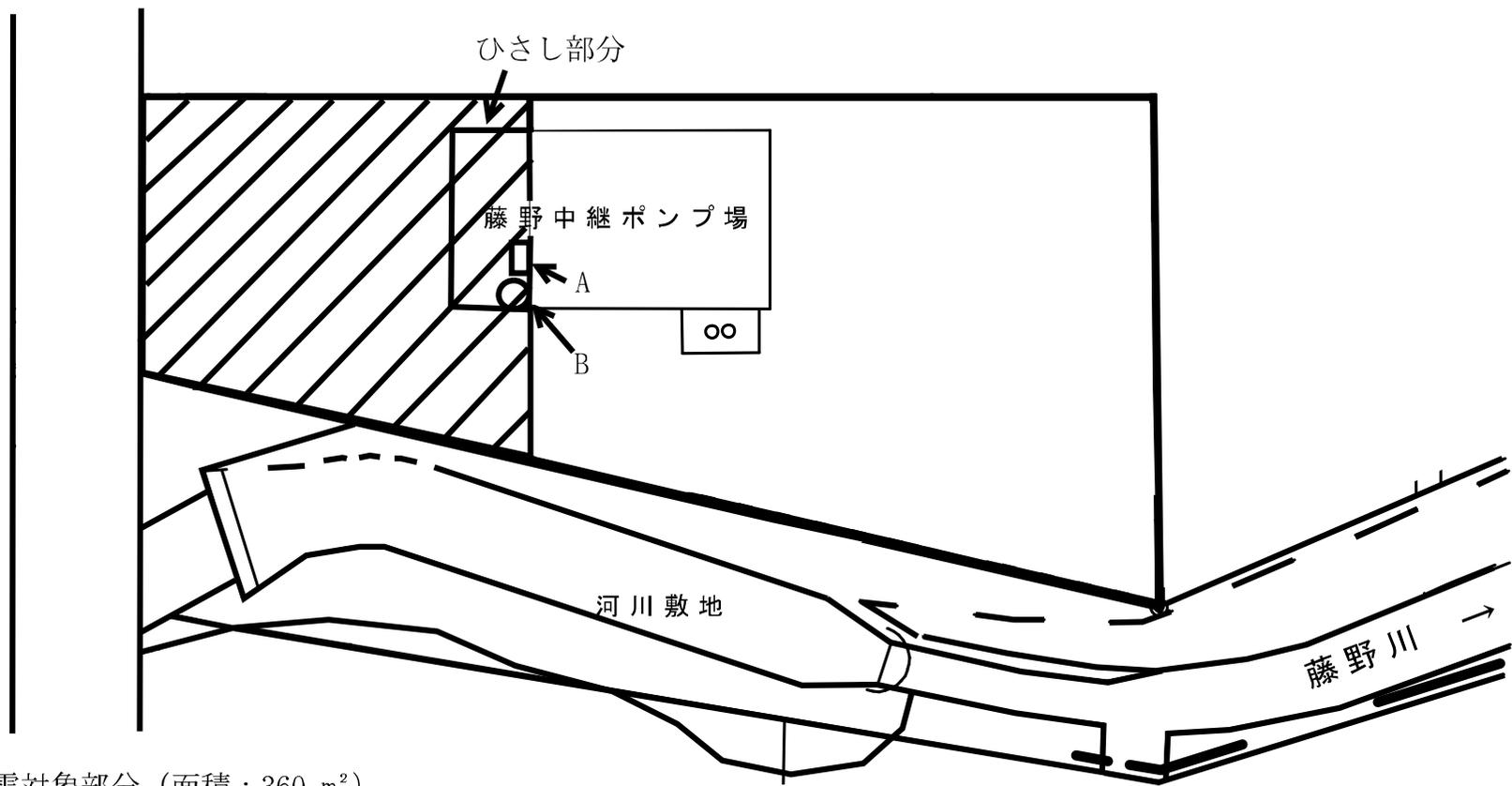
出入口A部分については施設から出るときに、安全確認を十分にできるようにすること。また、急な傾斜がつかないようにすること。

B1部分については、樹木に雪を押し付けけないこと。また、B2部分についてはマンホールが設置されているため、走行しないこと。

C1、C2部分はスロープとなっているため、注意すること。

D部分については、路面の段差に注意すること。

定山溪東西線



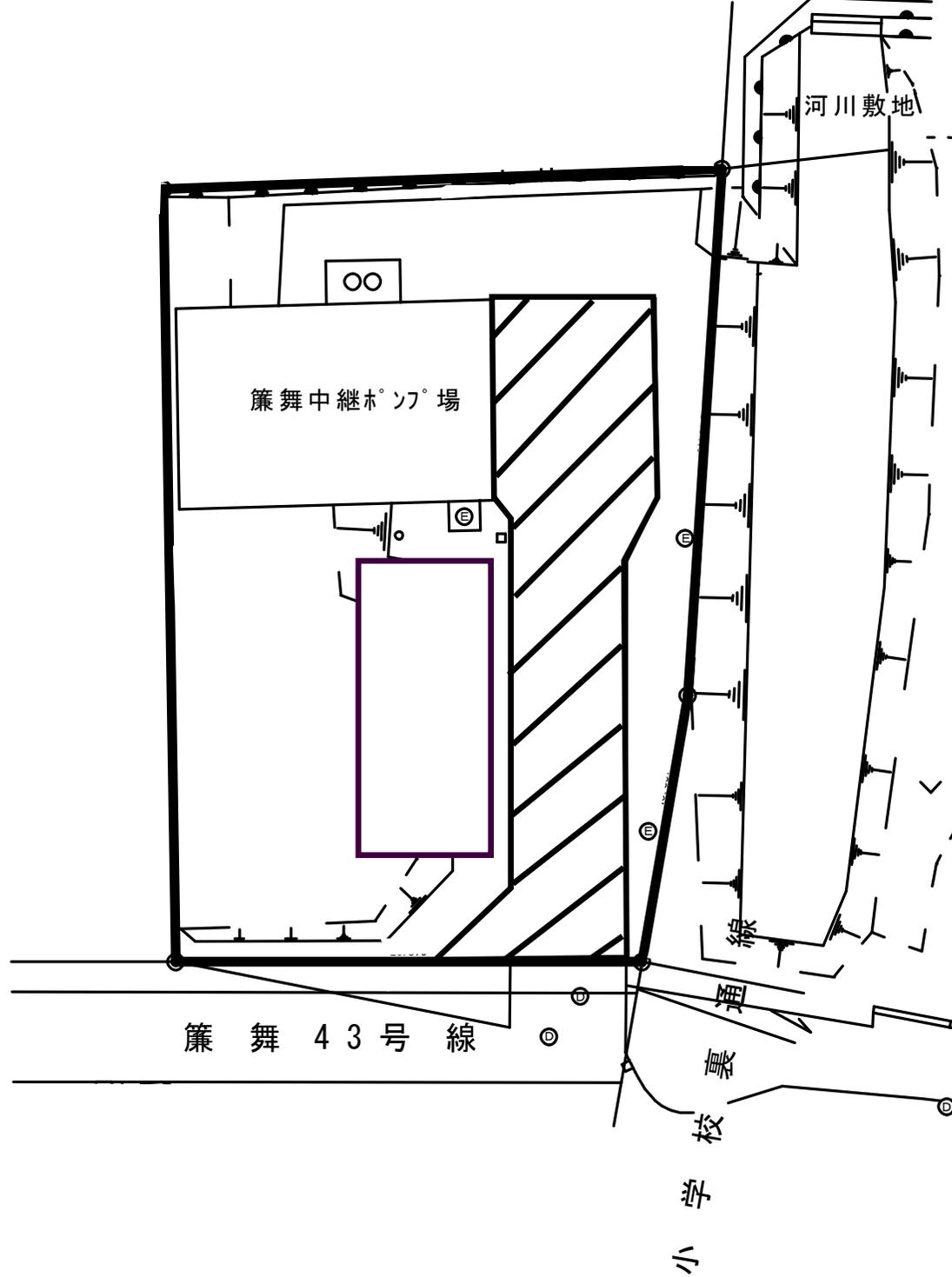
 除雪対象部分（面積：360 m²）

（注意事項）

- A水道メーターボックスの上は、除雪せずにそのままにしておくこと。
- B出入口部分については、出入口前のコンクリート製たたきを壊すことのないよう、十分注意して除雪すること。



除雪対象部分 (面積 : 374 m²)



定山溪水再生プラザ受水槽清掃業務仕様書

(令和8・9・10・11年度共通)

1 業務場所

定山溪水再生プラザ 札幌市南区定山溪温泉東1丁目50番地

2 受水槽内訳

受水槽 1基 有効容量3.0m³

3 作業従事者の健康管理

作業従事者は常に健康状態に留意するとともに、水道法第21条および水道法施行規則第16条に準じ、定期的な健康診断（6か月ごとの検便）を受けること。また、健康状態の不良なものは作業に従事しないこと。

4 業務内容

業務の実施は以下の手順によること。

- (1) 槽周辺の清掃をすること。
- (2) 槽上部の清掃をすること。
- (3) 水道引込管、揚水管、吹込管及び排水管の弁を必要に応じて開閉すること。
- (4) 揚水ポンプ等で槽内の水を排水すること。
- (5) 槽内をきれいに洗浄し、その際には高圧洗浄機・タワシ等を適切に使用すること。
- (6) 槽内水分等をウェスできれいに拭き取ること。
- (7) 消毒は次亜塩素酸ナトリウム（有効塩素濃度50～100ppm）を噴霧し、必ず30分間以上放置した後、洗浄水で十分に洗浄すること。
- (8) 上記(5)、(6)、(7)を繰り返し、併せて2回行なうこと。
- (9) 消毒に用いた排水は、確実にタンク外へ排除すること。
- (10) 清掃作業完了後は、開閉した弁を元に戻し、必ず確認すること。また、槽のボールタップの位置を確認するなど、水位調整等の装置が適正に機能することを確認すること。
- (11) 水張りを行う際、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が受水槽内に流入しないようにすること。
- (12) 水張り終了後、各槽出口及び末端給水栓の飲料水について、遊離残留塩素、色度、濁度、味、臭気の5項目について水質試験を行ない、以下の基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。
 - ・遊離残留塩素：0.2ppm以上
 - ・色度：5度以下
 - ・濁度：2度以下
 - ・味：異常でないこと
 - ・臭気：異常でないこと
- (13) 各槽内部について、清掃作業前、清掃作業完了後のそれぞれの写真を撮影すること。

と。

5 注意事項

- (1) 作業衣及び使用器具は、受水槽の清掃専用のものですること。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。
- (2) 作業は、給水タンクの清掃を先に行なうこと。
- (3) 作業時は、必ず排気ファンを使用すること。
- (4) 消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウムは、日本水道協会 水道用次亜塩素酸ナトリウム規格に適合するものを使用すること。

定山溪水再生プラザ受水槽水道水水質検査業務仕様書

(令和8・9・10・11年度共通)

1 業務目的

受水槽を設置する施設等における管理基準を定めた「札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱（平成7年3月31日札幌市衛生局長決裁）」によって、水道水を供給する受水槽のある施設における下記3に掲げる項目の検査を行い、管理基準の適合状況を評価する。

2 採水場所（検体数）

札幌市南区定山溪温泉東1丁目50番地 定山溪水再生プラザ（1検体）

3 業務内容

上記2の受水槽水道水を採取し、次のとおり検査を行い、検査結果をまとめて報告書を作成・提出する。

(1) 検査項目・検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号（最終改正令和7年3月26日環境省告示第25号））によって、次の項目を検査する。

- ・化学検査： 亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度
- ・細菌検査： 一般細菌、大腸菌

(6)

定山溪水再生プラザほか3ポンプ場消防用設備等点検業務 仕 様 書

(令和8・9・10・11年度共通)

1. 業務目的

(1) 消防法第17条3の3による消防用設備等の点検及び報告を行う業務である。

2. 業務場所

- (1) 定山溪水再生プラザ
札幌市南区定山溪温泉東1丁目50番地
- (2) 定山溪中継ポンプ場
札幌市南区定山溪温泉西3丁目393
- (3) 藤野中継ポンプ場
札幌市南区藤野1条5丁目1番33号
- (4) 簾舞中継ポンプ場
札幌市南区簾舞575番地122

3. 関係法令の遵守

消防用設備等の点検は、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等、「建築基準法」、「電気事業法」その他関係法令を遵守し行うものとする。

4. 点検基準等

- (1) 共通仕様書
建築保全業務共通仕様書(令和5年版国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
- (2) 消防用設備等
 - ① 消防法第17条の3の3による点検
 - ② 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(令和3年5月24日改正 昭和50年10月16日付 消防庁告示第14号) 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」(令和5年消防庁告示第1号)
 - ③ 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(令和2年12月25日改正 平成16年5月31日付 消防庁告示第9号)
 - ④ 「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(平成22年12月22日付 消防予第557号, 令和6年9月10日付 消防予第412号)
 - ⑤ 消防法第36条において準用する同第8条の2の2(平成19年6月22日公布の消防法の一部を改正する法律(平成19年法律第93号)、平成21年6月1日施行)防災管理点検について
 - ⑥ 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等について(平成22年12月22日 公布)
 - ⑦ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(平成25年消防庁告示第19号及び20号)
 - ⑧ 不活性ガス消火設備、粉末消火設備、ハロゲン化物消火設備の放出試験については、窒素ガスを使用して実施すること。
- (3) 建築基準法関係防災設備
建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

5. 業務量

別紙、消防用設備等点検業務数量表による。

6. 点検実施月

1回目：	令和	8	年	7～8月	(総合点検・機器点検)
2回目：	令和	9	年	1～2月	(機器点検)
3回目：	令和	9	年	7～8月	(総合点検・機器点検)
4回目：	令和	10	年	1～2月	(機器点検)
5回目：	令和	10	年	7～8月	(総合点検・機器点検)
6回目：	令和	11	年	1～2月	(機器点検)
7回目：	令和	11	年	7～8月	(総合点検・機器点検)
8回目：	令和	12	年	1～2月	(機器点検)

7. 作業用足場等

高所点検に使用する作業用足場等は労働安全衛生法及びその他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものでなければならない。

8. 留意事項

消火剤詰替えは本業務には含まない。

定山溪水再生プラザほか3ポンプ場消防用設備等点検業務

施設名	定山溪水再生プラザ	構造・階数	RC造・地上2階・地下1階
所在地	札幌市南区定山溪温泉東1丁目50	延べ面積	1574.6㎡
施設名	定山溪中継ポンプ場	構造・階数	RC造・地上1階・地下2階
所在地	札幌市南区定山溪温泉西3丁目393	延べ面積	294.4㎡
施設名	藤野中継ポンプ場	構造・階数	RC造・地上1階・地下2階
所在地	札幌市南区藤野1条5丁目1番33号	延べ面積	300.0㎡
施設名	簾舞中継ポンプ場	構造・階数	RC造・地上1・地下2階
所在地	南区簾舞575番地122	延べ面積	430.0㎡

消防用設備等点検業務 機器設備数量表

設 備 名		定山溪 水再生プラザ	定山溪 中継ポンプ場	藤野 中継ポンプ場	簾舞 中継ポンプ場		
消火器	粉末消火器	加圧式	0	0	6	0	
		車載式	1	0	0	0	
		蓄圧式	28	6	0	13	
	強化液消火器	蓄圧式	0	0	0	0	
		二酸化炭素消火器	5型	0	0	0	0
			7・10型	0	0	0	0
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1	0	0	0		
	制御盤	1	0	0	0		
	消火栓	3	0	0	0		
	起動用スイッチ	3	0	0	0		
	表示灯	0	0	0	0		
	音響装置	0	0	0	0		
	表示盤	0	0	0	0		
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）	1	0	0	0		
	呼水装置	1	0	0	0		
	放水試験	1	0	0	0		
屋外消火栓設備	加圧送水装置	0	0	0	0		
	制御盤	0	0	0	0		
	消火栓	0	0	0	0		
	起動用スイッチ	0	0	0	0		
	表示灯	0	0	0	0		
	音響装置	0	0	0	0		
	表示盤	0	0	0	0		
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）	0	0	0	0		
	呼水装置	0	0	0	0		
	放水試験	0	0	0	0		
不活性ガス消火設備	消火剤貯蔵容器（二酸化炭素、窒素ガス、IG541、IG55）		0	0	0	0	
	容器弁開放装置	電磁式	0	0	0	0	
		ガス圧式	0	0	0	0	
	起動用ガス容器		0	0	0	0	
	起動用操作箱		0	0	0	0	
	音響装置		0	0	0	0	
	制御盤	5回線以下	0	0	0	0	
		1回線増す毎に	0	0	0	0	
	音声盤		0	0	0	0	
	電源装置		0	0	0	0	
	圧力スイッチ		0	0	0	0	
	逆止弁		0	0	0	0	
	開口部自動閉鎖装置（ヒストリリーザ、モーターダンパー、シャッター）		0	0	0	0	
	放出表示灯箱		0	0	0	0	
	選択弁		0	0	0	0	
	ヘッド（1個単位）		0	0	0	0	
	ホースリール		0	0	0	0	
作動試験		0	0	0	0		
放出試験（窒素ガス、空気）		0	0	0	0		
容器搬入（窒素ガス、空気）		0	0	0	0		

設 備 名		定山溪 水再生プラザ	定山溪 中継ポンプ場	藤野 中継ポンプ場	簾舞 中継ポンプ場	
ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備	消火剤貯蔵容器 (ハロン1301、HFC227ea、HFC23)	0	0	0	0	
	容器弁開放装置	電磁式	0	0	0	0
		ガス圧式	0	0	0	0
	起動用ガス容器	0	0	0	0	
	起動用操作箱	0	0	0	0	
	音響装置	0	0	0	0	
	制御盤	5回線以下	0	0	0	0
		1回線増す毎に	0	0	0	0
	音声盤	0	0	0	0	
	表示盤	0	0	0	0	
	電源装置	0	0	0	0	
	圧カスイッチ	0	0	0	0	
	逆止弁	0	0	0	0	
	開口部自動閉鎖装置(ヒストリリーザ、モーターダンパー、シャッター)	0	0	0	0	
	放出表示灯箱	0	0	0	0	
	選択弁	0	0	0	0	
	ヘッド (1個単位)	0	0	0	0	
	ホースリール	0	0	0	0	
	作動試験	0	0	0	0	
放出試験	0	0	0	0		
粉 末 消 火 設 備	粉末タンク (操作部を含む)	0	0	0	0	
	加圧用窒素容器	0	0	0	0	
	起動用小容器	0	0	0	0	
	容器弁開放装置	電磁式	0	0	0	0
		ガス圧式	0	0	0	0
	起動用操作箱	0	0	0	0	
	薬剤点検	0	0	0	0	
	ホースリール	0	0	0	0	
	音響装置	0	0	0	0	
	制御盤	5回線以下	0	0	0	0
		1回線増す毎に	0	0	0	0
	継電器盤	5回線以下	0	0	0	0
		1回線増す毎に	0	0	0	0
	音声盤	0	0	0	0	
	表示盤	0	0	0	0	
	電源装置	0	0	0	0	
	圧カスイッチ	0	0	0	0	
	逆止弁	0	0	0	0	
	開口部自動閉鎖装置(ヒストリリーザ、モーターダンパー、シャッター)	0	0	0	0	
	放出表示灯函	0	0	0	0	
選択弁	0	0	0	0		
ヘッド (1個単位)	0	0	0	0		
作動試験	0	0	0	0		
放出試験(窒素ガス、空気)	0	0	0	0		

設 備 名		定山溪	定山溪	藤野	簾舞	
		水再生プラザ	中継ポンプ場	中継ポンプ場	中継ポンプ場	
自動火災報知設備	受信機P型1級	19回線以下	0	0	0	0
		10回線以内増す毎に	0	0	0	0
	受信機P型2級	1	2	1	1	
	受信機P型3級	0	0	0	0	
	副受信機	19回線以下	0	0	0	0
		10回線以内増す毎に	0	0	0	0
	差動式分布型熱感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	差動式又は補償式スポット型熱感知器	50個まで	42	2	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	定温式スポット型熱感知器	50個まで	12	0	0	1
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	定温スポット型熱感知器（防爆型）	0	0	0	0	
	煙感知器	50個まで	15	4	5	11
		51～100個まで	0	0	0	0
		101～150個まで	0	0	0	0
		151個以上	0	0	0	0
	多信号式煙感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	熱（定温）煙複合式感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	赤外線・紫外線炎感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	光電式 分離型感知器（受光部と送光部）	0	0	0	0	
アナログ式熱感知器	50個まで	0	0	0	0	
	51～100個まで	0	0	0	0	
	101個以上	0	0	0	0	
アナログ式煙感知器	50個まで	0	0	0	0	
	51～100個まで	0	0	0	0	
	101個以上	0	0	0	0	
自動試験機能付熱感知器	50個まで	0	0	0	0	
	51～100個まで	0	0	0	0	
	101個以上	0	0	0	0	
自動試験機能付煙感知器	50個まで	0	0	0	0	
	51～100個まで	0	0	0	0	
	101個以上	0	0	0	0	
R型受信機	0	0	0	0		
中継器	0	0	0	0		
P型1級発信機	0	0	0	0		
P型2級発信機	3	1	0	0		
表示灯	0	0	0	0		
音響装置	3	1	0	0		
消火栓起動装置	1	0	0	0		
常用電源	1	1	1	1		
予備電源（受信機のみ）	1	1	1	1		
非常電源	自家発電設備の場合	0	0	0	0	
	蓄電池設備の場合	0	0	0	0	
誘導標識	誘導灯	50灯まで	28	2	3	7
	誘導灯	51灯から100灯まで	0	0	0	0
	誘導灯	101灯以上	0	0	0	0
	誘導標識		2	0	0	0

設 備 名			定山溪 水再生プラザ	定山溪 中継ポンプ場	藤野 中継ポンプ場	簾舞 中継ポンプ場	
排煙設備	制御盤	10回線以下	0	0	0	0	
		11回線以上1回線増す毎に追加	0	0	0	0	
	ダンパー	FD以外 (自動復帰式)	50個まで	0	0	0	0
			51個から100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0	
	FD		0	0	0	0	
	排煙口	50個まで	0	0	0	0	
		51個から100個まで	0	0	0	0	
		101個以上	0	0	0	0	
	防火戸	ドア式(片開き扉・常開)	50枚まで	0	0	0	0
			51～100枚まで	0	0	0	0
			101枚以上	0	0	0	0
		ドア式(両開き扉・常開)	50枚まで	0	0	0	0
			51～100枚まで	0	0	0	0
			101枚以上	0	0	0	0
		ドア式温度ヒューズ型	ドア式 50枚目まで	0	0	0	0
			51～100枚目まで	0	0	0	0
			101枚以上	0	0	0	0
		引戸式ウェイト閉鎖型	煙連動の場合	0	0	0	0
	煙連動なしの場合		0	0	0	0	
	引戸式折たたみ型	煙連動の場合	0	0	0	0	
		煙連動なしの場合	0	0	0	0	
	電動式シャッター	50枚まで	0	0	0	0	
		51枚から100枚まで	0	0	0	0	
		101枚以上	0	0	0	0	
	手動式シャッター	50枚まで	0	0	0	0	
		51枚から100枚まで	0	0	0	0	
		101枚以上	0	0	0	0	
	可動垂れ壁	50連目まで	0	0	0	0	
		51連から100連まで	0	0	0	0	
		101連以上	0	0	0	0	
	垂直降下式垂れ壁		0	0	0	0	
	ハッチ	50台まで	0	0	0	0	
		51台から100台まで	0	0	0	0	
		101台以上	0	0	0	0	
	自然排煙口(排煙窓)	50組まで	0	0	0	0	
		51組から100組まで	0	0	0	0	
		101組以上	0	0	0	0	
	機械排煙装置	モーターエンジン駆動の場合	0	0	0	0	
		エンジン駆動の場合	0	0	0	0	
モーター駆動の場合		0	0	0	0		
起動盤		0	0	0	0		
各種動作確認等		0	0	0	0		
排煙(建基法)	差動式分布型熱感知器(50個以下)	0	0	0	0		
	差動式又は補償式スポット型熱感知器(50個以下)	0	0	0	0		
	定温式スポット型熱感知器(50個以下)	0	0	0	0		
	定温スポット型熱感知器(防爆型)	0	0	0	0		
	煙感知機(50個以下)	0	0	0	0		
	二信号式煙感知器(50個以下)	0	0	0	0		
	アナログ式煙感知器(50個以下)	0	0	0	0		
	自動試験機能付熱感知器(50個以下)	0	0	0	0		
	自動試験機能付煙感知器(50個以下)	0	0	0	0		
消防用水	採水口	0	0	0	0		
	吸管投入口	0	0	0	0		
	標識	0	0	0	0		
	開閉弁	0	0	0	0		

設 備 名		定山溪 水再生プラザ	定山溪 中継ポンプ場	藤野 中継ポンプ場	簾舞 中継ポンプ場
連結送水管	加圧送水装置	0	0	0	0
	制御盤	0	0	0	0
	起動用スイッチ	0	0	0	0
	表示灯	0	0	0	0
	表示盤	0	0	0	0
	放水用器具格納箱	0	0	0	0
	送水口	0	0	0	0
	放水口	0	0	0	0
	ホースの耐圧性能	0	0	0	0
	配管の耐圧性能	0	0	0	0
	非常電源による作動確認等	0	0	0	0
非常コンセント設備	単相 100V	0	0	0	0
	三相 200V	0	0	0	0
配線 絶縁抵抗測定及び配線点検	1	2	1	1	
非常電源 専用受電 設備	低圧受電設備	0	0	0	0
	高圧受電設備	300kVA以下	0	0	0
		300kVA超1,000kVA以下	0	0	0
	保護継電盤	過電流	0	0	0
地絡		0	0	0	
防災管理点検	0	0	0	0	